## 論 説

# ひとり親家庭等の在宅就業支援事業における家内労働の実態

――洋服リフォーム業と西陣織の内職を事例として――

髙 野 剛

- I 課題設定
- Ⅱ 洋服リフォーム業の事例
- Ⅲ 西陣織の事例
- IV 要約と含意

## I 課題設定

2000年4月に、地方分権推進一括法が施行された。これにより、機関委任事務と地方事務官制度が廃止され、職業紹介や雇用保険など都道府県で実施していた職業安定行政は、国に移管されることになった。また、同年4月に施行された改正雇用対策法では、第5条で「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」とされ、都道府県や市町村も就労支援に取り組むことが必要となった。さらに同法の第27条で「国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする」とされた。これにより、国と都道府県と市町村が連携・協力しあいながら就労支援を実施しなければならないようになったのである。具体的な政策としては、障害者や母子家庭の母親や高齢者などの「就職困難者」に焦点を当てた就労支援を行うことが必要とされており、地域就労支援事業が、一部の地方自治体で開始されることになった。

一方,福祉政策を見てみると、2002年から自立支援をキーワードとした福祉政策が実施されることになった。一例をあげると、ホームレス自立支援法の成立(2002年)、母子及び寡婦福祉法の改正(2002年)、若者自立・挑戦プランの策定(2003年)、障害者自立支援法の成立(2005年)、生活保護受給者への自立支援プログラムの策定(2005年)をあげることができるであろう。これらの政策の対象は、ホームレス、母子家庭の母親、若者、障害者、生活保護受給者であるが、このうち稼働能力のある貧困者に対しては、就職困難者として就労による自立支援を強化することになった。就職困難者の中でも、外へ働きに出られない事情を抱えている障害者や母子家庭の母親に対しては、在宅就業の活用による就労支援が実施されるようになった。

そこで本稿では、就職困難者の就労支援のうち、母子家庭の母親の就労支援に在宅就業を導入している事例について考察することにしたい。母子家庭の母親の就労支援に在宅就業を導入して

図表1 受託団体別の事業実績一覧

2013年4月1日時点

		四式 1 文配包件剂		元		2013年 4	月1日時点
No.	実施自治体	受 託 事 業 者	総事業費(千円)	募集人数	応募人数	訓練開始人数	訓練修了人数
1	北海道	一般社団法人北海道総合研究調査会	2,538,722	1,200	1,727	1,231	637
2	北海道岩見沢市	岩見沢 IT 活用就業支援センター	120,300	50	83	50	_
3	青森県	青森県在宅ワーク支援センター	306,189	100	504	100	_
4	宮城県	(株) JC21 教育センター	45,780	20	56	20	18
5	宮城県石巻市	石巻在宅就業支援センター	259,564	100	277	101	45
6	宮城県仙台市	㈱パソナテック	189,933	75	173	75	68
7	福島県	㈱いわきテレワークセンター	701,262	1,707	2,126	1,312	596
8	茨城県	アクモス(株) 茨城本部	355,877	435	738	505	258
9	栃木県	(株)ティビィシィ・スキャット	381,375	900	603	603	527
10	栃木県小山市	アクリーグ(株)	94,045	42	42	42	17
11	群馬県太田市	アクリーグ(株)	263,986	80	103	79	38
12	東京都	(財)東京都母子寡婦福祉協議会	813,163	240	506	240	152
13	神奈川県横浜市	NPO 法人 Ilove つづき	264,331	100	100	99	96
14	神奈川県	キーウェアソリューションズ(株)	175,975	100	262	100	_
15	東京都世田谷区	キーウェアソリューションズ(株)	335,011	220	387	220	122
16	神奈川県相模原市	株パソナテック	370,500	140	284	140	55
17	新潟県新潟市	KADO にいがた	257,341	120	120	120	54
18	新潟県魚沼市	コンソーシアム (株式会社ソフト・ドゥ他1社)	81,275	20	20	20	_
19	新潟県十日町市	NTT 東日本㈱新潟支店	78,271	20	20	20	_
20	新潟県佐渡市	NTT 東日本㈱新潟支店	76,119	20	47	20	9
21	山梨県甲府市	NPO 法人日本 IT イノベーション協会	75,850	50	107	50	49
22	長野県塩尻市	一般財団法人塩尻市振興公社	314,798	156	156	146	99
23	静岡県	㈱東海道シグマ	450,000	160	218	159	_
24	愛知県名古屋市	㈱シィ・エイ・ティ	390,791	200	622	212	174
25	滋賀県	㈱農環	45,537	60	42	33	17
	京都府	西陣織工業組合	11,764	36	46	26	18
26		㈱インテリジェンス	83,561	120	120	108	68
27	大阪府	紐大阪府母子寡婦福祉連合会	207,168	400	369	202	171
28	兵庫県	兵庫県在宅ワーク支援センター	120,077	100	440	100	92
29	奈良県	㈱ワイズスタッフ	267,315	195	732	182	98
30	和歌山県	<b>(社)和歌山県母子寡婦福祉連合会</b>	70,759	85	151	84	63
31	島根県	(有)マツケイ	98,472	40	149	42	41
32	岡山県	パソナグループ共同企業体	281,921	100	100	100	54
33	広島県	広島県在宅就業支援センター	1,046,404	395	4,627	395	62
34	山口県	㈱アソウ・ヒューマニーセンター	154,000	100	211	100	40
35	徳島県	㈱ニューエクセレント・データ	243,402	100	323	102	86
36	愛媛県	イヨテツケーターサービス(株)	234,139	100	150	99	55
37	愛媛県松山市	㈱パソナテック	262,684	120	448	120	65
	福岡県北九州市	ヒューマンリソシア㈱北九州支店	72,917	50	42	40	34
38		富士通コミュニケーションサービス㈱	549,515	210	600	210	73
$\dashv$	福岡県福岡市	㈱ACR	285,764	200	447	200	139
39		㈱リフォーム三光サービス	55,997	40	85	40	37
40	佐賀県	佐賀県在宅就業支援センター	513,621	180	180	183	127
41	長崎県	長崎県ひとり親家庭等在宅就業支援センター	463,232	240	986	240	39
$\dashv$	熊本県	㈱日本医事保険教育協会	1,584,583	210	795	218	194
42		ビッグホップ・プロジェクト・コンソーシアム		210	914	225	188
		日本トータルテレマーケティング株式会社	392,536	100	152	95	_
43	鹿児島市	株アドックスホクシン	442.397	150	1,860	150	_
		㈱でぃーだスクエア	357,320	120	462	132	87
44	<b>冲</b> 縄県					100	
44 45	沖縄県石垣市	㈱エヌティティコムチェオ	29,163	15	34	15	_

注:実施自治体と受託事業者は,筆者が加筆した。 出所:2014年3月18日に開催された第1回ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会での配付資料[http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/siryou5.pdf(2016年8月3日ダウンロード)]より作成。

いる事例について、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を考察した研究として、 高野剛 (2016) がある。高野剛 (2016) で明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の 問題点は、以下の通りである。

第1に、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、母子家庭の母親だけでなく障害者や高齢者も対象としており、就職困難者の就労支援として一定の意義はあるが、訓練手当が目的の受講もみられ、費用対効果の面から問題がある。ほとんどの受託団体が、事業終了後に在宅ワークの就労支援を継続できていない問題点がある。

第2に、事業費が億単位の金額で大規模なプロジェクトであるため、在宅就業障害者の就労支援をしている NPO 法人など小規模な団体がノウハウを持っているにも関わらず、受託できない問題点がある。複数の企業がコンソーシアムを設立して事業を受託しているケースが多く、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会のように在宅ワークによる就労支援のノウハウをもっていない団体が受託をしている問題点がある。在宅ワークによる就労支援のノウハウを持っていない団体が受託している場合については、他の民間団体へ再委託することが認められている問題点がある。

第3に、在宅ワークに労働法が適用されず、最低賃金のような報酬の単価を規制する法律がないことが問題である。

しかしながら、高野剛 (2016) では、母子家庭の母親の就労支援に在宅就業を導入している事例のうち、いわゆる映像字幕制作やテープ起こしなどの情報通信産業の在宅ワークの訓練プログラムについてのインタビュー調査を対象として、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を明らかにした。そこで、本稿では、情報通信産業の在宅ワークではなく、製造加工作業の家内労働を対象として、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点を明らかにしたい。具体的には、まず滋賀県と福岡市で実施された洋服リフォーム業の訓練プログラムの実態を明らかにし、次に京都府で実施された西陣織の訓練プログラムの実態について明らかにする。その上で、本稿で明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点について整理することにしたい。

図表1は、受託団体別の事業実績一覧であり、2014年3月18日に開催された第1回ひとり親家 庭等の在宅就業支援事業評価検討会で配付された資料に、実施自治体と受託事業者を筆者が独自 に加筆している。2013年4月1日時点のデーターであるため、訓練中で事業が終了していないと ころも存在している。このうち、今回は洋服リフォーム業の事例として滋賀県の株式会社農環と、 福岡市の株式会社リフォーム三光サービスへ聞き取り調査を実施し、西陣織の事例として京都府 の西陣織工業組合へ聞き取り調査を実施した。

# Ⅱ 洋服リフォーム業の事例

#### (1) 株式会社農環

株式会社農環は、2003年5月に株式会社として設立され、開業時の資本金は100万円であったが、2005年8月に資本金を600万円に増資している。設立のきっかけは、社団法人滋賀県社会就

労事業振興センター(1998年10月設立、公益法人制度改革により2013年3月にNPO法人へ移行)が、社団法人では収益事業ができないということから、株式会社を設立して古紙回収リサイクル事業を開始することになった。もともとは、それぞれの障害者の共同作業所が廃品回収として古紙の回収をしていたが、回収する古紙が少ないと業者に高く買い取ってもらえないため、複数の作業所を営業して回り、古紙回収を一括して行うようになった。現在は、24カ所の障害者の作業所から古紙を集めている。

古紙回収リサイクル事業の他に、2009年より洋服直しリフォームリメーク事業を始めるようになる。福岡県にある株式会社リフォーム三光サービスという企業と、中小企業家同友会のネットワークで知り合ったことをきっかけに、洋服直しリフォームリメーク事業を始めるようになる。フランチャイズ経営として3店舗(「縫工房」)を滋賀県内で経営するが、2016年5月に、3店舗のうち1店舗は廃業し、2店舗は独立オーナーとして経営移譲することになった。1店舗あたり月100万円の売り上げがあったが、経営を軌道に乗せるまで支援をしていたため、結局のところ、1000万円の赤字であった。主な仕事は、洋服の裾直しやサイズ直しの仕事であり、着物のリメークの仕事は少ない。

また、滋賀県健康福祉部子ども・青少年局より、「平成21年度事業所内保育施設共同設置モデル事業」を滋賀県中小企業家同友会が受託し、2010年3月までの期間で「複数企業による企業内保育所の共同整備」を検討することになったが、株式会社農環の役員も検討会のメンバーとして参加することになった。検討会の結果、株式会社農環は、地域子育て支援事業やチャイルド・マインダー養成事業を実施しようとしたが、リーマン・ショックの影響で中小企業経営者が及び腰となったため、頓挫することになった。

地域子育て支援事業とチャイルド・マインダー養成事業は頓挫したが、2010年7月に滋賀県健 康福祉部子ども・青少年局から委託を受けて、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の訓練プログ ラムを実施することになった。これまで事業所内保育施設共同設置モデル事業の検討会等で滋賀 県健康福祉部子ども・青少年局とつながりが出来ていたことや、洋服直しリフォームリメーク事 業としてフランチャイズ経営で3店舗(「縫工房」)を滋賀県内で経営している実績を評価されて、 特に入札方式やプロポーザル方式ではなく、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業を受託すること になった。訓練プログラムは、2010年7月から2012年3月までの2年間実施した。受託費用は2年間で4553万7千円であった。基礎訓練は、ミシンを使ったことのないような初心者を対象に、 主にズボン・スカートの裾上げ(初級), ウエスト直しやファスナー交換(中級), ジャケット 脇・肩直し(上級).ジーンズからスカートへのリメークなどの技術を学ぶカリキュラムとなっ ている。具体的には、初級コース24回(72時間)と、中級コース24回(72時間)と、上級コース24 回(72時間)の全部で72回(216時間)を受講することになっている。2010年7月からの第1期生 は、基礎訓練が週2日(月24時間)の9ヵ月間で月2万円の訓練手当が支給されており、2010年 9月からの第2期生と2010年10月からの第3期生は週3日(月36時間)の6ヵ月間で月3万円の 訓練手当が支給されていた。応用訓練は,2011年4月から2012年3月までの期間であり,実際に 店舗で OIT を受けながら、ホームページ開設のための IT 講習(20時間) や、独立開業のための セミナー(8時間)などを受講して、月1万5千円が支給されていた。訓練の時間帯は、朝・ 昼・夜の3タイプがあり、1期生では9時から12時が3名、13時半から16時半が3名、17時から

図表2 受講生の状況

No.	属性	同居家族	動機	修了後の目標	受講状況	欠席理由	応募の理由
1	寡婦	息子1人	自発的	就職・在宅就業	欠席なし	ンがは王田	長く出来る仕事の為
2	母子	息子2人	自発的	在宅就業	欠席あり	自己都合	収入の足しにしたい為
3	母子	娘2人	自発的	在宅就業	欠席あり	自己都合	昔から興味があった為
4	寡婦	息子、娘	紹介	在宅就業	欠席なし	T C-HP L	以前から興味があった為
5	母子	娘	自発的	就職・在宅就業	欠席あり	自己都合	自立の為
6	母子	息子, 娘	自発的	在宅就業	欠席あり	自己都合	以前から興味ありました
7	精神	両親, 兄弟	自発的	就職・在宅就業	欠席あり	自己都合	一人で出来る為
						日し即行	
8	母子	息子	自発的	在宅就業	欠席なし		収入の足しにしたい
9	母子	両親, 息子	自発的	在宅就業	欠席なし		両親から独立したい
10	母子	息子	自発的	就職・在宅就業	欠席あり	自己都合	自立の為
11	母子	息子	自発的	就職	欠席あり	自己都合	手に職を付けたい
12	母子	息子	自発的	就職	欠席あり	自己都合	必要な技術を身につけたい
13	寡婦	息子,娘	自発的	就職	欠席あり	自己都合	必要な技術を身につけたい
14	母子	息子,娘	自発的	就職	欠席あり	自己都合	必要な技術を身につけたい
15	母子	息子2人,娘	自発的	就職	欠席あり	自己都合	必要な技術を身につけたい
16	母子	娘	自発的	在宅就業	欠席なし		必要な技術を身につけたい
17	母子	息子	自発的	就職	欠席なし		必要な技術を身につけたい
18	寡婦	娘	自発的	就職・在宅就業	欠席なし		自立の為
19	母子	息子, 娘	自発的	就職・在宅就業	欠席あり	自己都合	手に職を付けたい
20	母子	母, 息子, 娘	自発的	就職	欠席なし		必要な技術を身につけたい
21	寡婦	なし	自発的	在宅就業	欠席あり	自己都合	興味があった為
22	母子	息子	自発的	就職・在宅就業	欠席なし		必要な技術を身につけたい

出所: 2010年11月22日に仙台商工会議所で開催された「ひとり親家庭等の在宅就業支援フォーラム」での配付資料(http://www.hitorioya-zaitaku.jp/forum/pdf/sendai/sendai04.pdf, 2016年6月30日ダウンロード)と、聞き取り調査をもとに筆者が作成。

20時が 3 名となっており, 2 期生は 9 時から 12 時が 5 名, 13 時半から 16 時半が 5 名, 17 時から 20 時が 3 名, 3 期生は 9 時から 12 時が 3 名, 13 時半から 16 時半が 4 名, 17 時から 20 時が 4 名である。夜の 17 時から 20 時の受講生は,昼間に他の仕事をしている人が多く,訓練に対するモチベーションも昼間の受講生より高い傾向があった。受講した動機について,「『子どもが家に居て欲しいと言うので,できたら在宅で仕事ができればと思い受講しました。今は他の仕事を持っていますので,帰宅してからの手仕事になればと思っています』 『リメイクに興味を持っていましたが,普通に習いに行くと受講料も高くて諦めていたんですが,受講料・教材費も無料のこの事業を知って本当にラッキーでした。いずれリメイクの仕事ができればと思っています』」という声がある。

図表 2 は、受講生の状況の一覧表である。訓練プログラムは、母子家庭、父子家庭、寡婦、障害者を対象としており、母子家庭が24名であり、寡婦が 7 名、障害者が 2 名いるが、父子家庭はいなかった。定員は60名であったが、合計33名が受講した。募集は、株式会社農環の代表取締役

が社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会の役員をしているため、社会福祉法人滋賀県母子福祉の でみ会で募集したり、滋賀県から母子家庭へ通知をしてもらったりした。応募者は少なかったた め、書類選考や面接試験はなく応募者全員が受講することになった。そのため、受講者の訓練に 対するモチベーションが非常に低く、訓練プログラムを欠席する者も多かった。基礎訓練の受講 者33名のうち、応用訓練の受講者は24名であり、応用訓練を修了した者が17名であった。修了生 の内訳は、母子家庭が10名、寡婦が6名、障害者が1名であった。基礎訓練の受講者の約半分が 徐中で脱落することになった。訓練を開始する当初は在宅就業を希望する者もいたが、修了生の ほとんどはパートなど雇用労働の仕事を希望したため、パートなど雇用労働で就職した者は4名、 在宅就業は4名であった。洋服直しリフォームリメークのフランチャイズ経営として「縫工房」 を3店舗ほど経営していたが、修了生のうち1名は「縫工房」でパートタイマーとして雇用する ことになった。この1名は、他の受講生よりも本気で技術を覚えようとするモチベーションが高 く、他の仕事をしながら夜間の時間帯に受講していた。受講生は、ほとんどが幼い子どもがいる 20~30歳代の女性であり、高齢の女性はいなかった。そのため、技術を覚えるのに年齢による差 はなかった。むしろ本気で技術を覚えようとして受講しているのか趣味で受講しているのかによ る差があった。また、縫製の仕事は、性格による向き不向きの出る仕事であり、センスがいる仕 事である。そのため、訓練を修了しても趣味程度で取り組んでいた人は実践では通用しなかった。 受講生のほとんどは訓練手当がもらえるから受講しているという人が多かった。株式会社農環の 事務所で訓練プログラムを実施したが、「ほぼ全員が近隣から自動車で来ており、中には高級外 車を乗ってくる受講生もいた」ということであった。

#### (2) 株式会社リフォーム三光サービス

株式会社リフォーム三光サービスは、1994年4月に設立され、現在は資本金2200万円で、店舗 数が約40店舗、工場が2ヵ所である。スーパーマーケットやドラッグストアなど郊外型店舗の駐 車場に出店したり.ショッピングセンター内のインショップ形式で出店したりすることで.年商 4億円の洋服リフォーム業を営む企業となっている。従業員は雇用契約が90名であり、そのうち 約半数がパート勤務である。障害者は10名ほど雇用しており、主に聴覚障害者である。男性は7 名だけであり、ほとんどは女性である。自宅で委託・請負契約の仕事をしている内職は10名いる。 主に50~60歳ぐらいのベテランの女性が多い。内職仕事は定年がなく、年金生活の足しにするた め最高齢で80歳ぐらいの人もおり、月に100万円以上を稼いでいる人もいる。以前は障害者を40 名ほど雇用しており、そのうち聴覚障害者が20名、精神障害者が2名ほどであったが、現在はグ ループ企業である株式会社 R101 が就労継続支援 A 型事業所(春糸)を運営しているので、株式 会社 R101 で利用者にミシン仕事の指導の仕事をしている。聴覚障害者を多く雇っている理由に ついては、もともと代表取締役会長が株式会社リフォーム三光サービスを設立した時に、職業安 定所を通じて従業員の募集をしたところ、聴覚障害者が応募してきたのがきっかけである。それ 以来、聴覚障害者は技術をちゃんと身に付ければ健常者と変わらず働くことができると知り、障 害者スタッフ用のマニュアルを作成して聴覚障害者を積極的に雇用するようになった。以前まで は、株式会社リフォーム三光サービスの中に、「縫工房」という技術訓練学校を作り、福岡障害 者職業能力開発校から指定を受けた講座を開催したりしていたが,現在は「縫工房」を休止して,

株式会社 R101 が運営する就労継続支援 A 型事業所 (春糸) で障害者を雇用して技術指導している。訓練を修了した人に対しては、洋服リフォーム事業協同組合による縫製初級認定が交付されている。株式会社リフォーム三光サービスは、グループ企業として2012年 6 月に設立された株式会社 R101 だけでなく、マルシェ株式会社と有限会社リフォーム恵も経営しており、それぞれマルシェ株式会社が福岡県以外の他府県での店舗網も拡大しており、有限会社リフォーム恵は九州の紳士服量販店に裾上げの技術者派遣を行っている。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、福岡市経済振興局産業政策部雇用労働課から福岡市在 宅ワーク促進モデル事業として受託した。受託した経緯については、企画・コンサルタント会社 を通じて受託した。受託費用は5599万7千円である。訓練プログラムは、2010年10月から2012年 3月まで実施した。基礎訓練が2010年10月から2011年3月までの6ヵ月間(月36時間)で、月3 万円の訓練手当を支給し、ミシンを使ったことのない初心者を対象に、主にミシンの基本操作や ズボン・スカートの裾上げなどの訓練を行う。応用訓練は2011年4月から2012年3月までの1年 間(月18時間)であり、月1.5万円の訓練手当を支給し、ハンドメイド布雑貨製作やデザインリメ イクなどの訓練を行う。定員は40名で1クラス10名の4クラスを募集した。クラスは時間帯によ って分けられており、例えば月水金の週3回で午前9時から正午までの10名のクラス、午後1時 から午後4時までの10名のクラス、午後5時から午後8時までの10名のクラス、毎週日曜日の午 前9時から午後8時までの10名のクラスの合計4クラスである。ひとり親家庭を対象に、福岡市 内かその近郊に居住の者を対象に募集した。募集は福岡市の市政だよりに掲載してもらったとこ ろ、定員40名に対して、応募者が85名であった。ミシン縫製の実技試験と面接試験により選考を 行い、40名が受講した。選考基準は、ミシンの実技試験が手際の良さや手さばきなどを見るため の試験であり、面接試験ではコツコツできる性格であるかどうか、ミシン仕事に経験があるかど うか、訓練修了後も内職仕事をする必要性や時間のある人かどうかをみる試験であった。基礎訓 練の受講生40名のうち応用訓練の受講生は39名であり、応用訓練の修了生は37名であった。訓練 |途中での脱落者は少なかった。訓練修了後に内職仕事をしているのは3名であり、そのうち1名 は今も内職の仕事をしている。ここで言う内職仕事とは、自宅で委託・請負契約の仕事をしてい るような場合であり、自宅の近くにある店舗で仕事の受け渡しをしており、自動車で集配してい るというわけではない。訓練修了後に内職仕事をしていた人で、独立開業した人もいる。訓練プ ログラムを受講した40名のうち、「ほとんどが母子家庭であり、父子家庭が2名だけいた。元ア パレル勤務の人や服飾専門学校を卒業したような人もいれば、全くの初心者という人もいた。30 歳代前半の保育園や小学校ぐらいの子どもがいる母子家庭の母親がほとんどであった。

## (3) 小 括

株式会社農環の訓練プログラムは、訓練途中で脱落した者が多かったが、株式会社リフォーム 三光サービスの訓練プログラムは、訓練途中で脱落する者がほとんどいなかった。これは、株式 会社農環の訓練プログラムは、募集定員60名に対して応募者が33名と少なかったため、面接試験 でモチベーションが低い人を不合格にすることができず、訓練手当がもらえるから受講しているケースが多かったからである。

株式会社農環は、定員60名に対して33名が応募してきたのに対して、株式会社リフォーム三光サービスでは、定員40名に対して85名が応募している。株式会社農環の方が応募者数が少ない理由には、訓練場所の立地条件と募集方法の差であると思われる。株式会社リフォーム三光サービスは、福岡市の市政だよりで募集した上で、福岡市中央区天神にある店舗(天神店)で訓練を実施した。市政だよりに掲載してもらうことで、福岡市民(約140万人)を対象としたことと、天神は九州最大の繁華街で交通の便が良い立地である。それに対して、株式会社農環は、滋賀県内の母子家庭団体を通じて募集しているものの限られた会員の範囲であり、訓練場所も栗東市の不便な所である。

## Ⅲ 西陣織の事例

西陣織工業組合は、西陣織の業者が結成した事業協同組合である。

ひとり親家庭等の在宅就業支援事業は、入札方式やプロポーザル方式ではなく京都府から依頼 されて、1176万4千円で西陣織工業組合が受託することになった。それまでひとり親家庭等を対 象に就業支援のための訓練プログラムを実施したことがないため、試行錯誤しながら訓練プログ ラムを開始することになった。基礎訓練は、1回5時間の週3回で1ヵ月間実施した。応用訓練 は、1回3時間の週3回で2ヵ月間実施した。基礎訓練の訓練手当は月5万円、応用訓練の訓練 手当は月2.5万円を支給した。訓練プログラムの実施期間は、2011年6月から2012年2月までで ある。1期12名で3期の合計36名を定員とし、1期は、2011年5月に基礎訓練を実施し、2011年 7月から8月に応用訓練を実施した。2期は、2011年9月に基礎訓練を実施し、2011年10月から 11月に応用訓練を実施した。3期は、2011年12月に基礎訓練を実施し、2012年1月から2月に応 用訓練を実施した。訓練内容は、手織りシルクマフラーや西陣グッズ類、繭クラフト製品の制作 である。具体的には、京都市内の堀川今出川にある西陣織会館でミニ手機を使用して手織りシル クマフラー等を制作する。手織りシルクマフラーについては、中学生以上で料金(一般5800円、 学生4500円)を支払えば、制作体験できるようになっている。制作時間は3時間である。マフラ ーを織るのは3時間ほどであるが、ミニ手機に経糸や緯糸をセットしたりつけ替えたり、糸巻き をするのに訓練の時間が必要であるため、基礎訓練は1回5時間の週3回で合計60時間ぐらいか かることになる。経糸や緯糸を上手にセットできないと商品として販売できるようなマフラーが 制作できないため、何度も訓練する必要がある。応用訓練は1回3時間の週3回が2ヵ月間ある ので合計72時間ある。応用訓練では、基礎訓練と同じようにミニ手機で手織りシルクマフラーを 制作するが、単色ではなく緯糸の色を変えることによって、デザインも変わってくるため、商品 として販売できるようになるためには何度も訓練する必要がある。実際のところ、1kg あたり 4万円以上もする純国産絹糸を使用しているため失敗は許されない作業であるが、綺麗に織るこ とができず商品にならなかったことも多かった。

定員36名に対して応募者は46名であった。募集は京都府が行った。選考は書類選考のみで面接

や実技試験はしなかった。選考基準は、応募書類に参加動機などを書く欄があったので、西陣織 に興味があるかどうか、繊維関係の仕事の経験があるかどうか、細かい作業が好きかどうかを書 類で判断した。対象は、ひとり親家庭と寡婦であったが、父子家庭はいなかった。全員が女性で あった。年齢は小学校や保育園ぐらいの子どもがいる若い女性から、60歳代後半や70歳以上とい う女性もいた。若い女性の方が多かった。基礎訓練の受講者は26名であったが、応用訓練の受講 者は19名であり、応用訓練の修了者は18名であった。応募者が46名であるのに受講者数(26名) が定員(36名)を割っている理由は、1期と2期では応募者が少なく定員を満たしていなかった が、3期の時は定員(12名)よりも応募者(25名)が多かったためである。訓練の途中で脱落し た8名は、自分で向いていないとか高齢のため老眼で疲れるなどといった理由で本人から受講を 諦めることになった。訓練手当が支給されるので、パート勤めの時間をうまく調整しながらでも 訓練プログラムは熱心に受講していた。修了生18名のうち全員が委託・請負契約の内職として働 くことになった。ミニ手機を無償貸与して自宅で内職仕事をしてもらったり、自宅にミニ手機を 置くスペースがない人には、西陣織会館まで来て仕事をしてもらっていた。西陣織会館で仕事を していた場合でも、雇用契約ではなく委託・請負契約であるため、時間給ではなく工賃を支払っ た。特に、手織りシルクマフラーを5本織ると経糸を取り替える必要があり、原材料を取りに西 陣織会館まで来なくてはいけないのであるが、自宅が遠方であるため、原材料や製品の受け渡し で交通費がかかるので途中で辞めていく人が多かった。もともと京都府が募集した訓練プログラ ムであるため、京都市内だけでなく、遠方に住んでいる人も多かった。例えば、城陽市、宇治市、 向日市、木津川市、南丹市などであった。訓練プログラムを受講期間中は、1ヵ月2.5~5万円 の訓練手当が支給されるため、遠方からでも熱心に受講しに来る人が多かったが、訓練修了後の 内職仕事では単価が安く月1万円ほどの収入にしかならない上に、交通費がかかるとなると仕事 を続ける人はほとんどいなかった。内職仕事をしていた人は長くても2~3年ぐらいは続けてい たが、子どもが大きくなって手がかからなくなると内職をしているよりパート勤めをした方が、 時間あたりの収入が多く仕事が継続的にあるから内職を辞めていく人が多かった。ミニ手機を無 償貸与していたため、内職仕事を辞める時は返却してもらっていたが、返却せずに音信不通にな るような人もいたので、回収するのに大変であった。内職仕事の単価が安いため、パート勤めの 時間給よりも明らかに安いにも関わらず、修了生全員が委託・請負契約の内職仕事をしている理 由には、西陣織工業組合が訓練プログラムを京都府から受託したからには、訓練を修了して終わ りというのではなく、修了生に内職仕事をさせるために、色々な仕事を分け与えて相当な苦労を したからである。手織りシルクマフラーは、中国人など観光客がお土産物として買うために、西 陣織会館で販売している製品であるが、手織りシルクマフラーだけがよく売れる商品というわけ ではないため,手織りシルクマフラー以外にもタオルを内職仕事として修了生に織ってもらった りしていた。本来ならば西陣織会館で職人が実演しながら手織りシルクマフラーを織って、出来 上がった製品を販売しているのであるが、修了生に内職仕事をさせるために自宅で織ってもらっ ていた。内職仕事をしていた修了生の中には、手織りシルクマフラーやタオル以外の仕事ができ そうな手先の器用な人には、巾着や数寄屋袋の作り方も教えて内職仕事をしてもらっていたりも した。一番長く内職仕事を続けた修了生は、お金に困っていて仕事を続けていたというよりは、 モノを作る仕事が好きで続けていたようである。手織りシルクマフラーをミニ手機で制作する場

図表3 訓練プログラムの効果

2013年4月1日時点 (人)

No.	実施自治体	受 託 事 業 者	基礎訓練開始人数	応用訓練開始人数	応用訓練修了人数	就職者	在宅就業従事者
4	宮城県	(株 JC21 教育センター	20	20	18	0	18
6	宮城県仙台市	㈱パソナテック	75	74	68	26	43
8	茨城県	アクモス㈱茨城本部	505	273	258	15	26
10	栃木県小山市	アクリーグ(株)	42	35	17	0	12
13	神奈川県横浜市	NPO 法人 Ilove つづき	99	98	96	48	11
20	新潟県佐渡市	NTT 東日本㈱新潟支店	20	9	9	4	6
21	山梨県甲府市	NPO 法人日本 IT イノベーション協会	50	50	49	10	17
22	長野県塩尻市	一般財団法人塩尻市振興公社	146	136	99	56	42
24	愛知県名古屋市	㈱シィ・エイ・ティ	212	210	174	79	30
25	滋賀県	㈱農環	33	24	17	4	4
26	京都府	西陣織工業組合	26	19	18	0	18
20		㈱インテリジェンス	108	90	68	4	14
28	兵庫県	兵庫県在宅ワーク支援センター	100	93	92	_	_
30	和歌山県	紐和歌山県母子寡婦福祉連合会	84	70	63	15	4
31	島根県	(有)マツケイ	42	41	41	4	11
35	徳島県	㈱ニューエクセレント・データ	102	99	86	_	45
36	愛媛県	イヨテツケーターサービス㈱	99	71	55	39	24
38	福岡県北九州市	ヒューマンリソシア㈱北九州支店	40	36	34	25	5
39	福岡県福岡市	㈱ ACR	200	172	139	0	81
39		㈱リフォーム三光サービス	40	39	37	2	3
40	佐賀県	佐賀県在宅就業支援センター	183	155	127	_	115
42	熊本県	㈱日本医事保険教育協会	218	212	194	29	30
42		ビッグホップ・プロジェクト・コンソーシアム	225	150	188	49	116
44	沖縄県	㈱でぃーだスクエア	132	118	87	3	81
	合 計			2,294	2,034	412	756

注:1) 実施自治体と受託事業者は、筆者が加筆した。

出所: 2014年4月22日に開催された第2回ひとり親家庭等の在宅就業支援事業評価検討会での配付資料 [http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1190000-Koyoukintoujidoukateikyoku/siryou4.pdf (2016年8月3日ダウンロード)] より作成。

合、緯糸の選び方で出来具合いに差が出るが、芸術的センスが問われるほどの職人技ではないため、根気よく仕事を続けられるかどうかや織る仕事が好きかどうかという点が、長く仕事を続けるかすぐに辞めてしまうかの違いである。

西陣織会館は、西陣織工業組合の組合員である業者が製造した製品の販売をしたり、和服文化の普及・啓発を目的とした会館であるが、着物の着付教室(西陣和装学院)や和裁教室(西陣和裁 ファッションスクール)も開講している。しかし専業主婦の奥様たちのカルチャースクール化しているのが現実であり、生活できるだけの熟練した技術が身につくというわけではない。

西陣織で生活できるだけの収入を得るようになるためには、何十年も修業しなくてはならないため、数ヵ月程度の職業訓練では無理である。例えば、つづれ織の職人は20年以上の修業が必要であり、芸術的センスが問われる仕事であると言われている。また、自宅で西陣織の機織りをするのであれば、土間を掘って手機を置かなくてはいけない。

<sup>2)</sup> 在宅就業従事者には、就職者で在宅就業に従事している者も含む。

## IV 要約と含意

本稿で明らかになったひとり親家庭等の在宅就業支援事業の問題点を整理すると,以下の4点をあげることができる。

まず第1に、受講生が訓練プログラムを修了しても仕事そのものがない場合である。これは、本稿で聞き取り調査した西陣織の事例や髙野剛(2016)で映像字幕制作の聞き取り調査から明らかになった点である。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業では、訓練プログラムを受講するための受講料は無料であり、なおかつ訓練手当が支給される仕組みとなっていたが、もしも受講料を支払って仕事がない場合であれば、いわゆる「インチキ内職」と言われる詐欺商法である。

第2に、訓練プログラムを修了後に仕事があっても単価が安い場合である。これは、本稿で聞き取り調査した洋服リフォーム業であったり、高野剛(2016)で聞き取り調査したテープ起こしの事例で明らかになった点である。この点については、多額の税金を投入して就労支援をしても、生活できないワーキングプアを発生させることになってしまう問題点がある。

第3に、訓練プログラムの内容が趣味のカルチャースクール程度のレベルであるため、訓練プログラムによって習得できる技術では生活できるほどの収入が得られないような場合である。これは、本稿で聞き取り調査した西陣織の事例で明らかになった点である。つまり、西陣織の職人のように生活できるだけの収入を目指すには、訓練期間が長く、相当な熟練技術を身につけなくてはいけない。あるいは、生活できるだけの収入を目指すには、仕事に対する向き不向きや芸術的センスも必要である。ひとり親家庭等の在宅就業支援事業のように1回2~3時間で週2~3回の訓練を数ヵ月しただけで取得できるような技術ではなく、芸術的センスや向き不向きが問われる仕事であるため受講生全員が習得できる技術ではない。

結局のところ、訓練修了後も修了生が内職仕事を継続的にするかどうかは、受託団体が修了生を見放さず損をしてでも親身に支援し続けるかということと、修了生自身がその仕事が好きで自分に向いている仕事かどうかという主体性や能動性の問題と関わっている。たとえ子育てやパート勤めで忙しくても訓練手当が支給されている間は、無理をしてでも時間を割いて受講していた。受講中は託児サービスがあったということを考慮しても支援する側と支援される側がどれだけ熱心で真剣に取り組み続けられるかという問題でもある。この点について、高野剛(2014)では、在宅就業障害者支援制度を事例として、在宅就業支援団体が営利企業など「ビジネス志向型」である場合と NPO 法人や公益法人など「当事者設立型」や「サポート志向型」である場合などで就労支援に違いがあることを明らかにしている。すなわち、補助金や寄付金によって運営されている NPO 法人や公益法人であれば、利益が出なくても重度の在宅就業障害者に対して親身なサポートをしているのに対して、在宅就業支援団体が株式会社である場合は利益を確保する必要があるため、損をしてでも重度の在宅就業障害者にサポートをしようとはしない。図表3は、訓練プログラムの効果であるが、本稿で聞き取り調査した西陣織の事例では応用訓練の修了者全員が在宅就業の仕事をしたとなっており、訓練修了後も修了生が内職仕事を継続してするために、色々な仕事を分け与えて親身に支援したケースは珍しい事例である。西陣織会館では、着物のフ

アッションショーを毎日1時間おきぐらいに7回も開催していることを考えると、和服の普及・啓発という観点から利益が出なくても親身に就労支援に取り組んでいたと捉えることができる。今回のひとり親家庭等の在宅就業支援事業については、受託団体の80%以上が株式会社や営利企業のコンソーシアムであり、NPO法人や公益法人は約20%以下しかない状態であった。株式会社など営利企業が約80%以上を占めていたことを考えると、訓練プログラムを実施して修了しても、内職仕事で利益が出ないと分かれば就労支援の打ち切りというケースが多くなってしまうのも当然である。むしろNPO法人や公益法人など利益が出なくても、ひとり親家庭や障害者のために親身に支援し続けてくれるような団体へ委託するべきであったのではないか。さらには、高野剛(2016)で明らかにしたように、在宅就業障害者を支援している NPO法人など「当事者設立型」や「サポート志向型」の小規模な団体が受託できなかった問題点がある。そもそも2009年度補正予算でこども安心基金から250億円を積み増しして始められた事業であったが、短期間で多額の税金を使い過ぎた点が問題である。本来ならば、在宅就業障害者の支援をしている NPO法人など「当事者設立型」や「サポート志向型」の小規模な団体に委託することで、「薄く長く」事業を続けて行くことが必要だったのではないだろうか。

第4に、今回のひとり親家庭等の在宅就業支援事業には、「就労自立」や「働く」ということを重視しすぎたために、居場所づくりや仲間づくりという視点が欠如していることも指摘しておきたい。母子家庭の母親や障害者などの就職困難者は、働けなかったりワーキングプアであったり経済的に困窮していると同時に、多様な生活課題を抱えていることが多い。例えば、先述の図表2は、株式会社農環での訓練プログラムを受講した者の一覧表であるが、ほぼ全員が「自発的」に応募したにも関わらず、自己都合で欠席したことのある者が半数以上を占めており、図表3をみると半数が途中で受講を諦めている。自己都合の詳細について、株式会社農環が把握していないため知ることができないが、単に訓練手当が目当ての受講であったとか定員割れしているため受講生のモチベーションが低かったというだけではなく、受講を途中で諦めた背景には何らかの生活課題を抱えているのではないかと捉えることができるであろう。

それでは、どのような就労支援をすれば良いのかについて、長年に渡りホームレス支援に携わってきた奥田知志によると、「支援の『答え』は支援者と当事者の『間』にあると考える。支援には唯一絶対の『答え』はない。それは支援者と当事者とのコミュニケーションの中から立ち上がってくるものであり、両者の関係の中において構築されるものだという考え方である」と主張している。さらに、奥田は「自立の意思の醸成は、出会いの中、他者との関係の中でなされる。『人は何のために働くか』。一般には『食べるため』『金のため』といわれる。確かにそうである。人は『生きる』ために働く。生きるためにお金が必要なのだ。では私たちは『何のために生きるのか』。この問いに答えを見出すには、他者との出会いが必要となる。『人は何のために生きるのか』の問いは、『人は誰のために生きるのか』という問いに置き換えられる。そして、この問いに答えるために、人は誰かと出会い、誰かと共に生きなければならない。社会的孤立状態は、この問いを封印することによって、人から生きる意味や働く意味を奪う。その意味で、就労支援を本当に意味あるものにするには、他者と出会い、共に生きるという前提が必要である」。母子家庭の母親や障害者などの就職困難者の在宅就業支援は、居場所づくりや仲間づくりという観点から、「彼らと出会い、共に生きる」ことのできる NPO 法人や公益法人など「当事者設立型」や

「サポート志向型」の団体へ、「薄く長く」委託できるようにしなければならない。

[付記] 本稿は、日本学術振興会科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金(若手研究(B))/課題番号 15K17237)の研究成果の一部である。

注

- 1) 就職困難者とは、雇用保険法施行規則第32条によると、①障害者雇用促進法第2条に規定する身体障害者、②同法第2条に規定する知的障害者、③同法第2条に規定する精神障害者、④売春防止法第26条の規定により保護観察に付された者及び更生保護法第48条又は第45条に掲げる者であって、その者の職業のあっせんに関し保護観察所長から公共職業安定所長に連絡のあった者、⑤社会的事情により就職が著しく阻害されている者となっている。しかしながら、大阪府の地域就労支援事業では、就職困難者を「障害者・母子家庭の母・中高齢者・同和地区住民などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を妨げている年齢、身体的機能、家族構成、出身地などのさまざまな要因を抱えるため、雇用・就労を実現できない」と幅広く定義されている。詳しくは、福原宏幸(2007)を参照。
- 2) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社によると、『在宅ワーカーの人口推計調査 (2013年度)』では、在宅就業者数は126万4千人と推計されている。その内訳は、専業で在宅ワークを行う人が91万6千人、副業で在宅ワークを行う人が34万8千人である。詳しくは、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社『在宅就業調査報告書』(平成24・25・26年度厚生労働省委託事業)を参照。
- 3) 2006年に障害者自立支援法が施行されたのに伴い、法人格を持たない障害者の共同作業所に呼びかけて、株式会社農環の事務所内に NPO 法人就労ネットワーク滋賀を設立している。
- 4) 滋賀県中小企業家同友会(2010)を参照。
- 5) 2015年10月より、主に身体障害者や知的障害者を対象に障害者就労移行支援事業も実施している。
- 6) 受託費用や受講生数などのデーターについては、滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局の資料提供による。
- 7) 滋賀県健康福祉部子ども・青少年局『ひとり親家庭サポートだより』第8号, 2010年10月, 6頁より 引用 (http://www.pref.shiga.lg.jp/e/kodomokatei/kosodatehomepage/hitoroya/files/support08 0607.pdf), 2016年7月5日ダウンロード。
- 8) 社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会は、滋賀県母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施している。
- 9) 2008年1月18日に厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課が発表した『身体障害者,知的障害者及び精神障害者就業実態調査』では,2006年7月1日時点で内職に従事する身体障害者は約1万人、精神障害者は約5千人と推計されている。
- 10) 株式会社農環代表執行役員から聞き取り(2016年6月16日訪問)。
- 11) 株式会社リフォーム三光サービスは、代表取締役会長がテーラー三光という洋服仕立業の会社を経営していたが、5000万円の負債を抱えて倒産したため、7年後に洋服リフォーム業として設立することになった。
- 12) 訓練手当の月額等については、福岡市経済観光文化局中小企業振興部就労支援課の情報提供による。
- 13) 株式会社リフォーム三光サービス代表取締役社長からの聞き取り(2016年7月14日訪問)。
- 14) 京都府健康福祉部家庭支援課母子・父子担当の情報提供による。
- 15) 西陣織会館副館長からの聞き取り(2016年7月22日訪問)。
- 16) 西陣織会館では、西陣織高等職業訓練校で和裁の職業訓練もしているが、技術を身につけるには基本技術に1年、応用技術に1年の合計2年が最低でも必要である。
- 17) 例えば、「『就労支援でお金をとってはいけない』 …… (中略―引用者) …… 就労支援は本来は 『官』 で供給すべき電気、ガス、水道、安全、医療と同じ社会インフラである」という意見がある。 津富宏他編 (2011) の51~52頁から引用。

- 18) 奥田知志他 (2014) の21頁より引用。
- 19) 同上書 43~44頁より引用。

#### 参考文献

阿部彩『子どもの貧困Ⅱ』岩波書店、2014年。

- 出縄貴史「労働者と訓練生 雇用と福祉の問題を再考する」『職業リハビリテーション』第27巻第1号, 2013年11月。
- ----「障害者の直接雇用と発注による『みなし雇用』| 『ビジネスガイド』 No. 814. 2015年12月。
- ──「レポート:障害者への仕事発注に係る厚生労働大臣表彰制度の創設」『JLNEWS』No. 104, 2016 年3月。
- 今井明「障害者の就労に対する発注促進策の特徴と当面の課題」『日本社会事業大学研究紀要』第57巻、 2011年2月。
- 王功成・増田央・神田陽治「クラウドソーシングにおけるワーカーのスキルアップに関する実態調査」 『知識共創(知識共創フォーラム)』第4号, 2014年3月。
- 奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援』明石書店、2014年。
- 厚生労働省委託事業・在宅就業者総合支援事業『今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会報告書 平成26年度』2015年3月。
- -----『今後の在宅就業施策の在り方に関する検討会報告書 平成27年度』2016年3月。
- 小林礼「情報社会の発達と障害者の在宅就労」『流通経済大学大学院社会学研究科論集』第8号,2001年 10月。
- 佐藤彰男「テレワークと『職場』の変容」『日本労働研究雑誌』No. 627, 2012年10月。
- 社団法人滋賀県社会就労事業振興センター『フランチャイズシステムビジネスを障害者就労事業に導入するための研究事業報告書』平成19年度障害者自立支援調査研究プロジェクト、2008年3月。
- ―――『フランチャイズシステムビジネスを障害者就労事業に導入するための研究事業報告書』平成20年 度障害者自立支援調査研究プロジェクト、2009年3月。
- ―――『フランチャイズシステムビジネスを障害者就労事業に導入するための研究事業報告書』平成21年 度障害者自立支援調査研究プロジェクト,2010年3月。
- 滋賀県中小企業家同友会『事業所内共同保育施設整備に関する検討会報告書』滋賀県健康福祉部子ども・ 青少年局、2010年
- 高野剛「在宅就業支援団体の実態と問題点—在宅ワークで働く障害者を事例として」『広島国際大学医療福祉学科紀要』第10号、2014年3月。
- ―― 「母子家庭の母親の就労支援と在宅ワーク―ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実態と問題点」 『立命館経済学』第64巻第5号,2016年3月。
- 高橋源一郎・辻信一『弱さの思想』大月書店, 2014年。
- 田中建一・加藤千恵子編『大人の発達障害と就労支援・雇用の実務』日本法令、2015年。
- 筒井美紀・本田由紀・櫻井純理編『就労支援を問い直す』勁草書房、2014年。
- 津富宏・NPO 法人青少年就労支援ネットワーク静岡編『若者就労支援「静岡方式」で行こう!!』 クリエイツかもがわ,2011年。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業総合センター『障害者在宅就業支援の現状と課題に関する研究』調査研究報告書 No. 131, 2016年。
- 日本発達障害連盟編『発達障害白書2015年版』明石書店、2014年。
- 久本貴志『アメリカの就労支援と貧困』日本経済評論社、2014年。
- 福原宏幸「就職困難者問題と地域就労支援事業」(埋橋孝文編『ワークフェア』法律文化社, 2007年)。
- 堀込真理子「在宅で働く仕組みを持つことで危機に強い会社づくりを」『先見労務管理』No. 1418, 2011 年6月。

宮嵜晃臣・兵頭淳史編『ワークフェアの日本的展開』専修大学出版局,2015年。 村上義和「在宅ワーカーを活用する中小企業」『日本政策金融公庫論集』第15号,2012年5月。